

いの町農業委員会議事録

日 時 令和5年5月31日(水) 14時00分～15時30分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 9名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	欠
2	井上 繁利	欠		森田 弘志	—
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
5	大原 美智子	欠		山中 久光	—
6	和田 光正	出		氏原 憲明	出
7	池澤 秀幸	出		西野内 國廣	—
8	森田 健一	出		日野 直宏	—
9	水田 亮	出		中岡 弘明	—
10	刈谷 真幸	欠		山本 武巧	出
11	伊東 豊江	欠		水田 博章	出
				山岡 孝志	—

農業委員会事務局 3名

吾北分室	公文 奏瑠
本川分室	山内 靖之
書記	井上 隆司

議 題

- 第18号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第20号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について
 第21号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 第22号議案 令和4年度適正化活動の点検評価について

《開会の挨拶》

議 長 第18号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。受付11について和田委員は関連議案になりますので、離席を求めます。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 現地確認に行きましたが該当土地は自宅裏になり荒らしてはいけないということで譲り受け、一部栗と植栽をしていくようで何ら問題はないです。(氏原)

議 長 関係委員の発言が終わりました。この件について質問等はありませんか。ないようでしたら採決にうつりたいと思います。受付7の案件につきまして賛否を問いたいと思います。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成のようですので可決されました。続きまして受付8について事務局からの説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 事務局と一緒に現地確認をしましたが何ら問題ないと思います。(山本)

議 長 関係委員の発言が終わりました。この件について質問等はありませんか。ないようでしたら採決にうつりたいと思います。受付8の案件につきまして意思表示をお願いします。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成のようですので受付8は可決されました。続きまして受付9について事務局からの説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

事務局 尾崎推進委員が欠席ですので、事務局が発言します。事務局と尾崎推進委員で現地確認をし、このままでは耕作できないとの意見をいただいています。骨組みの撤去、土についても重機が必要との意見をいただきました。その内容につきましてご本人と話をし令和6年3月に作付け予定のためそれまでに骨組みを撤去し、重機を入れ、土を耕す計画である

と伺っています。

議 長 事務局からの説明が終わりました。この件について質問等はありませんか。ないようでしたら受付8の案件につきまして採決に移ります。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ですので可決されました。受付7、8、9は4月から下限面積が撤廃されたことで出てきた案件です。耕作面積が少なくても3条の申請ができます。それでは受付11にうつりますので、和田委員は離席をお願いします。

和田委員離席

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 現在ゆずが植えられているが古木になりところどころ枯れている。法人上東のほうで借り受けし、すべて撤去、新たにゆずを植える計画をたてており、耕作放棄地になりつつある場所をきちんと耕作地に戻していくということは非常に良い貸借であるので何ら問題はありません。(氏原)

議 長 関係委員からの説明が終わりました。この件について質問等はありませんか。ないようでしたら採決にうつります。意思表示をお願いいたします。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで、第18号議案農地法第3条の規定による許可申請については受付4件とも可決されました。和田委員の復席をお願いします。

和田委員入室

議 長 続きまして第19号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

事務局 推進委員の尾崎さんが欠席のため事務局が発言します。何ら問題ないということで確認していただいています。

議 長 事務局からの説明が終わりました。質問などはありませんか。ないようですので、採決にうつりたいと思います。第19号議案農地法第5条の規定による許可申請について意思表示をお願いします。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第19号議案農地法第5条の規定による許可申請については可決されました。続きまして第20号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。専決処分ですので報告で終わりたいと思います。続きまして第21号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 現地確認をしてきましたが、水田さんは跡取りもおり八代でも一二を争う大きい農家なので何ら問題はありません。(水田)

議 長 関係委員の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。なければ第21号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決をとりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ですので第21号議案相続税の納税猶予に関する適格者であると証明いたします。続きまして追加議案にうつりたいと思います。第22号議案令和4年度適正化活動の点検評価について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 説明が終わりました。第22号議案についてご意見ご質問はございませんか。ないようでしたら、これを公表することにご異議ございませんか。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで、決定いたしました。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和5年6月30日

会長 北川善雄

署名委員 和田光正

署名委員 筒井延代